

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置の継続を求める意見書

長引く景気低迷を背景に、小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置は、経営基盤の脆弱な中小零細企業を税制面から支援することを目的に、平成十四年度から三年間特例措置として実施され、中小零細企業者の経営内容の健全化に大きな力を与えてきました。

また、従来小規模住宅用地と非住宅用地における税負担には大きな格差があり、土地に対する税負担の均衡上の観点からも、この減免措置は必要なものであります。

仮に、東京都が、都財政の再建を優先させ、この減免措置を今年度限りとし、平成十七年度以降廃止ということになれば、中小企業者に与える経済的・心理的影響は極めて大きく、景気に与える影響が強く危惧されます。

よって、江戸川区議会は、東京都に対し、小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を今年度同様、平成十七年度以降も継続されることを強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十六年十月十九日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

東京都知事 あて